

## 財団法人若狭湾エネルギー研究センター役員報酬規程

### (趣旨)

第1条 この規程は、財団法人若狭湾エネルギー研究センター寄附行為第22条ただし書きに規定する常勤の役員（以下「役員」という。）の報酬について定めるものとする。

### (報酬の額)

第2条 役員の報酬の額は、福井県一般職の職員等の給与に関する条例（昭和29年福井県条例第24号）に準じ、理事会の同意を得て、理事長が定める。

2 前項の規定にかかわらず、企業・団体等から派遣されている役員の報酬については、当該派遣に係る協定の定めるところによる。

### (細則)

第3条 この規程に定めるもののほか、役員の報酬の支給に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

### 附 則

- 1 この規程は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 役員報酬規程（平成6年9月13日施行）及び役員退職金規程（平成14年6月13日施行）は、廃止する。